

ID: 37

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	排水設備設置義務の免除に係る許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第10条第1項ただし書		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第10条第1項ただし書の規定による。                  (排水設備の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>(2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>(3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 38

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第16条		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第16条の規定による。                  (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 39

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第24条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第24条第1項及び第2項の規定による。                  (行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 40

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の30第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の30第1項において準用する法第16条の規定による。                  (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 41

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	雨水流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の30第2項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の30第2項において準用する法第16条の規定による。                  (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 42

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	都市下水路への物件設置の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第29条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 43

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第31条		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第31条の規定において準用する法第16条の規定による。          (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 181

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	浄化槽清掃業の許可
<b>法令名称 根拠条項</b>	浄化槽法 第35条
<b>法令番号</b>	昭和58年法律第43号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第36条の規定による。 (許可の基準)</p> <p>第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	



<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1645

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
<b>法令名称 根拠条項</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律 第47条第1項及び第3項
<b>法令番号</b>	平成24年法律第84号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第47条の規定による。</p> <p>(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)</p> <p>第47条 低炭素まちづくり計画に記載された第7条第3項第5号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第7条第3項第5号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第7項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。</p> <p>2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>4 下水道法第33条の規定は、第1項又は前項の許可について準用する。</p> <p>5 許可事業者は、第1項又は第3項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第7条第3項第5号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。</p> <p>6 許可事業者については、下水道法第38条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。)第7条第4項第1号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)」と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項若しくは第3項の許可」と、同項第1号中「この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第47条第3項又は第5項」と、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項又は第3項の許可」と、同項から同条第4項まで及び同条第6項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第3項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第2項第1号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項に規定する公共下水道等(次号及び第3号において「公共下水道等」という。)」と、同項第2号及び第3号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。</p>	

7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第24条又は第25条の29の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1862

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	排水設備の設置の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	浄化槽法 第12条の10第1項		
<b>法令番号</b>	昭和58年法律第43号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条の10第1項の規定による。                  (排水設備の設置の承認)</p> <p>第12条の10 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第12条の5第3項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1892

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	雨水貯留浸透施設整備計画の認定
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の10第1項
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の10及び第25条の11の規定による。                  (雨水貯留浸透施設整備計画の認定)</p> <p>第25条の10 浸水被害対策区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。)において、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。)の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。</p> <p>2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の位置</p> <p>(2) 雨水貯留浸透施設の規模</p> <p>(3) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備</p> <p>(4) 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画</p> <p>(5) 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間</p> <p>(6) その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第25条の11 公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>(2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1893

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の13第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第25条の13及び第25条の11の規定による。                      (雨水貯留浸透施設整備計画の変更)</p> <p>第25条の13 第25条の10第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。                      (認定の基準)</p> <p>第25条の11 公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。                      (2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。                      (3) 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。                      (4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。                      (5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1894

担当部署: 上下水道部 下水道課

<b>処分の概要</b>	地位の承継の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の19		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の19の規定による。                  (地位の承継)</p> <p>第25条の19 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日